

尾張旭市農業委員会委員候補者評価基準

(平成29年3月17日制定)

(令和元年12月26日改正)

1 趣旨

この基準は、尾張旭市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱第2条第1項の規定に基づき、尾張旭市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、尾張旭市農業委員会の委員の候補者（以下「候補者」という。）を評価し、市長に報告するための基準を定めるものとする。

2 候補者の評価

- (1) 候補者の評価は、提出された農業委員会候補者推薦書又は農業委員会候補者応募申込書に記載された事項について、別表に掲げる評価の視点毎に評価する。
- (2) 前項の評価のほか、別表の(5)について、加点方式により評価するものとする。

3 候補者の選考

候補者の選考は、前条による評価点数のほか、次の条件も考慮に入れ、総合的に判断するものとする。

- (1) 尾張旭市農業委員会の委員選任に関する規則第8条の規定による条件
 - ア 利害関係を有しない者の任命
 - イ 男女の構成比率
 - ウ 年齢構成
- (2) 農業委員会等に関する法律第17条の規定による条件
候補者の居住地域に著しい偏りが生じないよう配慮するものとする。

別表（2候補者の評価関係）

評価項目	評価の視点	配点	評点
(1) 農業に関する識見	・農業について理解しているか	10	5・4・3・2・1
	・本市農業（大都市近郊）の特徴及び実情を理解しているか		5・4・3・2・1
(2) 農業振興への取組み	・推薦、応募理由から農業振興への熱意があると認められるか	10	5・4・3・2・1
	・農地利用最適化の取り組みを積極的に行えると認められるか		5・4・3・2・1
(3) 地域からの信頼	・地域活動を行っているか	10	5・4・3・2・1
	・推薦、応募理由に特に評価すべき点があるか		5・4・3・2・1
(4) 法令遵守・倫理観	・農地法の適正・適切な運用が期待できるか	10	5・4・3・2・1
	・農業委員としての高い倫理観を有していると認められるか		5・4・3・2・1
(5) その他評価すべき事項 【該当している場合、加点】	・農業委員会の所掌事務に利害を有しない者であるか 【利害関係を有しない者：5点】	5	5
	・女性であるか 【女性：5点】	5	5
	・青年者等であるか 【45歳未満：5点、50歳未満：3点】	5	5・3・2・1
	・認定農業者等であるか 【60歳未満：2点、70歳未満：1点】	5	5・3